

但シ評議員ハ本組合諸集會ニ列席發言並ニ投票ノ權利アルモノトス
 第二十八條 本組合規約ハ大正九年十月十八日ヨリ之ヲ施行ス
 第二十九條 本組合事務所ハ當分ノ中横濱市中村町千四百九十七番地中村庄太郎方ニ置ク

横濱印刷技工組合細則

第一章 會計
 第一條 毎月ノ組合費及寄附金ヨリ一切ノ經費ヲ控除シ經常費預金トシ殘金ヲ基本金トシテ別ニ之ヲ郵便貯金トシ保管スルモノトス
 但シ通帳ハ會計之ヲ保管シ印鑑ハ組合長之ヲ保管スルモノトス
 第二條 本組合會計年度ハ毎年十一月ヨリ初マリ十月末日ヲ以テ終ルモノトス
 第二章 事務規定
 第三條 本組合ハ左ノ物品及帳簿ヲ保管スルモノトス
 第一項
 (一) 本組規則書一切

143

98

(二) 本組合印章
 (三) 役員名簿
 (四) 組合員名簿
 (五) 議事録
 (六) 共濟記録簿
 (七) 職業紹介簿
 (八) 本組合記録簿
 第二項
 (一) 現金出納簿
 (二) 決算表
 (三) 經常費預金通帳
 (四) 基本金預金通帳
 第四條 組合長ハ細則第三條第一項ノ物品帳簿ヲ保管スルモノトス
 第五條 會計ハ細則第三條第二項ノ帳簿ヲ保管スルモノトス
 第六條 本組合役員ノ改選ハ毎年十一月大會ニ於テ之ヲ施行シ新舊役員立會ノ上財